

北海道釧路方面公安委員会告示第63号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、大樹町内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関して合意したので、次のとおり告示する。

令和4年12月9日

北海道釧路方面公安委員会委員長 甲 賀 伸 彦

1 合意した者

- (1) 十勝バス株式会社
- (2) 大樹町長
- (3) 北海道開発局長
- (4) 北海道釧路方面公安委員会
- (5) 北海道運輸局帯広運輸支局長
- (6) 有限会社雅交通

2 一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所

一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所は、十勝バス株式会社が管理する次の表に掲げる停留所とする。

	停留所名	進行方向別	所在地
1	大樹柏木町	南	広尾郡大樹町柏木町7番地先
2	大樹本町	南	広尾郡大樹町東本通23番地先
3	大樹本町	北	広尾郡大樹町東本通26番地先
4	大樹西本通り	南	広尾郡大樹町西本通13番地先
5	大樹西本通り	北	広尾郡大樹町西本通8番地先

3 停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲

停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲は、次の表の左欄に掲げる運行事業者が、同表の右欄に掲げる大樹町の委託を受けて行う交通空白地有償運送の用に供する自動車とする。

運行事業者	自動車
有限会社雅交通	大樹町コミュニティバス（通称「コスモ」）